

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和4年4月12日 午後 1時25分 開 議

出 席 委 員

委 員 長 櫻 井 繁 行
副委員長 設 楽 健 夫
委 員 中 根 光 男
委 員 小 倉 博

欠 席 委 員

委 員 川 村 成 二

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長 大久保 定 夫
保 健 福 祉 部 長 幕 内 浩 之
教 育 部 長 坂 本 重 男
企 画 監 宮 本 明
健 康 づ くり 増 進 課 長 田 中 英 昭

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 柏 崎 博 子

議 事 日 程

令和4年4月12日（火曜日）午後 1時25分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時25分

○櫻井繁行委員長

皆様、改めまして、こんにちは。

定刻前でございますが、皆様おそろいですので、会議を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

はじめに、令和4年度文教厚生委員会所管、執行部紹介を行います。

去る4月1日付で職員の人事異動がございました。本委員会の所管します部署の部長の方々に、本
日お越しいただいておりますので、順次、自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、市民部長から順にお願いいたします。

○市民部長（大久保定夫君）

4月1日付、人事異動によりまして産業経済部から市民部へ異動となりました、市民部長の大久保
です。よろしくお願ひいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

4月1日付で、介護長寿課長から保健福祉部長になります幕内です。よろしくお願ひいたします。

○教育部長（坂本重男君）

4月1日付で、地域未来都市推進課から教育委員会教育部長に任命されました坂本でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

○櫻井繁行委員長

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。 [午後 1時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時28分]

次に、(1) 新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、新型コロナワクチンの接種の状況及び小児集団接種につきまして、健康づくり増進課、田中課長より説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それでは、説明させていただきます。タブレット端末の資料をご覧ください。

1番目になります。現在の接種状況についてご報告させていただきます。

1回目及び2回目の接種については、おおむね86%以上の接種が終了しまして、現在3回目の接種を進めているところでございます。これにつきましては、4月8日現在の状況となっております。1回目接種済みが3万4616人、2回目接種済みが3万4022人、3回目接種済みが1万8827人となっております、それぞれ接種率は87.4%、85.9%、47.5%となっております。

対象者数に小児を含めたため、分母の増加によりまして、前回の報告時から接種率は下がっておりますので、ご了承ください。

続いて、予約状況の表でございませう。

5月1日接種分までを含めておりまして、1回目から3回目の合計で9万1174回の予約となっております。

続きまして、2番、5歳から11歳を対象としました小児集団接種についてでございませう。

対象者は2,112人で、ファイザー社の小児用ワクチンを使用しております。接種期間は3か月間、合計800人、1,600回分を接種予定でございませう。4月8日現在の予約者数は556人。1回の予約で2回分の日程をpushしておりますため、回数はその倍の1,112回となっております。

接種済者についてですが、1回目接種済みが325人、2回目接種済みが100人となっており、それぞれ接種率は15.4%、4.7%となっております。こちらは集計の関係で4月5日現在となっております。

ファイザー社の小児用ワクチンは、大人用に比べますと濃度が薄くて、さらに1回の接種量も大人0.3ミリリットルから0.2ミリリットルと少量となっております。

(7)その他に記載してございませう、おおつのこどもクリニックにつきましては、市ホームページに掲載しましたところ、対応し切れないほどの問合せが集中しました。そのため、医療機関の希望によりまして、現在ホームページからは削除してございませう。

説明は以上でございませう。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませうか。

○中根光男委員

今、5歳以上の接種、ウエルネスプラザで対応しているかと思いますが、これは19時から開始なんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

現在、ウエルネスプラザで火曜日と金曜日の19時から、1日100人接種をしてございませう。

○中根光男委員

19時から21時までという時間、2時間ですよ。時間単位がね。それで対応としては、十分大丈夫

为什么呢。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

1 枠が20分ほどとなっております、その1 枠で20人ずつとなっております。それほどきついわけではありませので、ある程度余裕を持って対応できるような体制をとっております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1 時 3 3 分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1 時 3 4 分]

改めて答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

保健センターでの接種枠については、合計で800人、1,600人分を見込んでおまして、それが2,112人に対して約40%を見込んでおります。これに加えまして個別接種会場、これが、おおつのこどもクリニックや土浦診療健診センターで、200人程度を見込んでおります。これを合計すると約50%の接種を想定してございます。

その他、基礎疾患を有する小児などは、かかりつけ医で接種ができるようになってございます。

このほか、県の大規模接種会場でも接種が可能です。

先ほどお伝えしましたように、現時点では保健センター分の予約率が26.3%となっておりますので、今後まだ開放していない予約枠がありますので、その様子を見ながら注視していきたいと考えてございます。

○設楽健夫副委員長

そうしますと、この5歳、11歳。私、聞き逃したかもしれませんが、接種率は何%を目標に保健福祉部のほうでは決めているんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

保健センター分と市内の医療機関、個別接種分を全部見込みますと50%にはなる予定です。

これにつきまして、一般と比べますとやや低めの状況ではございますが、これは保護者の方などが、例えば、重症化しにくいとか、あとは周りの状況を見ながらとか、そういう状況を見ている中で、打ち控えといいますか、そういうものも若干鑑みまして50%となっております。

○設楽健夫副委員長

もう一つ、3回目の接種者が47.5%接種率と言っていましたよね。死亡者は高齢者と言いますが、非常に多いという報道もありますけど、この中で70歳以上、あるいは高齢者という意味では75歳以上で集計したのか分かりませんが、その方たちの3回目の接種率は分かれますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

手持ちの資料で申し訳ないのですが、65歳以上については集計してございますが、その数字でよろしければ、お答えいたします。

○設楽健夫副委員長

はい、結構です。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

65歳以上が人口1万3034人に対して、接種者1万704人、接種率が82.1%です。

○設楽健夫副委員長

それと、今かすみがうら市も感染者が、2日間で60人ですか。30人とか20人がずっと続いています

けれども、茨城県の年代別感染者数というのは出ていますよね。そこからいろんな方針を出していくんでしょうけれども、かすみがうら市の年代別感染者数、その集計はしていますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

年代別の集計につきましてですが、令和4年1月19日以降、茨城県の公表方法が変更になりまして、茨城県全体の中で10代は何人、20代は何人という方法に変更されました。それ以上の詳しいことは、市のほうには全く入ってきておりませんので、それ以降のかすみがうら市の年代別統計というのはできない状態でございます。

○設楽健夫副委員長

私、これは保健所とか、そういうところの情報が県のほうに入って、県のほうが年代別の感染者数という数字を出しているんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

全て管轄の保健所が集計して、県のほうに上げている状態でございます。

○設楽健夫副委員長

前にもいわゆる食料の補給についても県から出ていなかったんですね。ところが、今は出るようになりましてね。県のほうに、恐らくすぐ出るとは思いますけれども、かすみがうら市の年代別感染者数がどういう分布になっているのかということについては、ちょっと努力してもらえませんか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

県のほうに要望を出しまして、高い頻度では難しいかもしれないのですが、例えば3月31日とか、月末とか。

○設楽健夫副委員長

どこまで出せるか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

どこまで出せるか、県のほうと調整して要望したいと考えております。

○設楽健夫副委員長

よろしくお願ひします。というのは、県の全体の年代別接種者を見ると、一番多いのが10歳未満、10歳、20歳、30歳、40歳ぐらいで7割ぐらい占めるんですね。その辺が当市の場合には、どういうふうになっているのかという意味では、対策を出していく上での一つのデータになりますから、その点についてはよろしくお願ひしたいんです。これはいいです。

もう一つですけれども、食料補給、感染者が、私のところにも電話がかかってきて、5日間の出ていますよね。保健センターに電話すれば大丈夫ですということで、私のところに電話かかってきた人も、それで翌日にはもう対応してもらいましたということで、お礼を言っていました。

実際の食料補給ですか、これが当市で今年度に入って、何件ぐらい発生しているか分かりますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

食料支援につきましては、実際ほぼ毎日のように要望の電話はかかってきておるところで、対応はしているところでございますが、件数につきましては把握してございませんので、改めて提出したいと思ひます。

○設楽健夫副委員長

それもよろしくお願ひしますね。

保健センターのほうでも、この前一般質問の中でも、中根議員さんのほうから5日間では短いから、それ以降延長するにはどうしたらいいんだという話がありましたよね。実際、電話が毎日のようにか

かってきていると。そのケアじゃないですけども、どうですかという話の集計はちょっとしていただければなど。

というのは、感染すると7日間は、例えば職員でも出勤停止ですよ。そこから濃厚接触者はまた7日間という話もちょっと聞いているんですけども、PCR検査で陰性になったら、それで勤務に入るという話も聞いているので、5日間の後はどうするのかということも恐らく出てくる可能性があるので、その辺のケアといたしますか、情報については、丁寧にとって、その後の対策の材料といたしますか、資料にさせていただきたいなというふうに思うんですけどもいかがですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

今いただいたご意見を踏まえまして、課内で検討させていただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

もう一つ、やはり感染者の中で自宅で別室療養ができない人は、療養施設はどういうふうにして紹介してもらえればいいのかという話も来るんですよ。保健センターに聞きましたら、それは保健所で対応しています、ということだったんですけども、その辺は例えば自宅療養で万全の体制が取れない場合にはどうしたらいいのかということについては、今、保健所の対応ですというふうに、お聞きしたら私は言われたんですけども、その辺はどういうふうになっているか、説明をお願いします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

委員おっしゃるように、現在のところ保健所の対応となっております。

○設楽健夫副委員長

ということは、感染者の家族ないしは感染者が、そういう具体的な内容、要望を保健所の担当者に伝えて、そして、対応してもらおうということで理解してよろしいんですね。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

そのとおりでございます。

○設楽健夫副委員長

最後になりますけれども、令和4年度に入ってから当市の死者数、病死されたという方は何人ぐらいになっていますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

令和4年度に入ってから当市における死者数は、把握してございませんのでゼロでございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時45分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時45分]

改めて答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

把握していないというのは、死亡原因を把握していないという意味でございます。

○設楽健夫副委員長

そうなんですか。分かれば今度教えてください。

○中根光男委員

私は、設楽副委員長から話がありましたように、私の一般質問で、要するに5日から1週間提案しましたけれども、それについて保健センターに確認したら、早急に、もう2週間ぐらい前ですか、そ

うしたら早急に準備体制をしているので、1週間も対応できると、女性の方、名前までちょっと言ってなかった、そういう話だったんですね。

それから、もう一点は、やはり1軒のうちで子どもさんが2人、大人2人で、大人用の5日分をどんともらっても困ると。家庭の状況、子どもさんが2人いるのであれば、子どもさんに対応した水とかミルクとか、その他もろもろ、子どもさんに必要なものがございますよね。大人用を2つやったほかに、子どもさんというような形で、一気に同じものをどさっと持ってこられても困るという、そういう苦情も何件か、つい最近なんですけれども、私のほうに問合せがあったんですね。

それを保健センターのほうに話しましたらすぐに、それは一応対応させてもらいますので、予算が足らなければ、いくらでも、お金はどうにでもなるんだから、遠慮しないでどんどんやってくれという話をしましたので、その状況は、もしも把握してあれば答弁いただけますか。

○健康づくり増進課（田中英昭君）

申し訳ないのですが、その辺については把握してございませんので、個別の内容につきましては、今のところ行っていない状況でございます。

○中根光男委員

行っていないんじゃないかと、行ってもらいたいから私言っているわけ。行っている、行っていないって、それで終わりなんですよ。

だから、やはりいかに現場の人が、自宅療養どんな大変な思いしているのか、そういうのを市では把握しなきゃいけない責任があるわけですね。だから、次に現場に対応したことが本当の支援じゃないでしょうか。ただ、もう同じものをばさっとやるってこれは簡単ですから。

土浦市なんかは職員が配っているんですよ。毎日2人か3人で、交代でというのを丁寧な、うちは業者に委託しているわけでしょう。それならもっと別な対応ができますでしょう、職員が。職員がやっているんじゃないから、配達とか。そういうところも含めて早急に対応して、これは部長のほうの責任だ。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

今、ご意見いただきましたことにつきましては、個別に対応できるよう、内容、中身も精査しまして、今後検討していきたいと思っております。また、予算等も限りありますので、やれない場合には補正なり何なり組みながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時49分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時49分]

○中根光男委員

やはり予算が不足すれば、補正予算でも思い切ったお金、予算要求していいと思うんですよ。補助金使えるわけです、国の補助金、十分。だから、何も一般財源からじゃなくたって補助金どんどん使えるわけでありまして、だから、何よりも優先するのは、やはりコロナ対策なんです。自宅療養者だってどんな大変な思いをしているか、私はいろいろな電話をいただきますよ、個人的な、内容もみんな異なりますけれども。

でも、やはり、ここは自宅療養している人が安全に自宅療養して、そして1週間なり言っている期間を、本当に安心して療養できて回復できるような体制を整えてやるのが、私は今何もよりも優先しなければならないと思うんです。

茨城県は人口にしたら多いですよ、毎日感染者数が。皆さんも分かっているかと思いますが、かすみがうら市も決して少なくないですよ。

今現在の自宅療養者、何名おられますか。昨日現在でもいいです、把握していますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

約100名でございます。

○設楽健夫副委員長

どこに電話連絡をしたらいいのかということが分からないんですよ。これは広報紙のほうに、月2回出るでしょう。食料の補給については、例えば保健センター、療養所については保健所、そういう案内を、大きくは2つでしょうけれども、来るのは食料補給と、あとは自宅療養の専用施設の中に、要望する場合にはどこなのかということは、電話番号を広報誌の中にも、あるいは様々な形で出しておいてもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

その点については、すぐに対応させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時52分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時56分]

そのほか、何かございますか。

○設楽健夫副委員長

感染者の自宅療養、今7日というふうに大体、聞いているんですけども、学校の場合には7日、そこから感染者というか濃厚接触者について7日という話も聞いたんですけども、その具体的な指導方針といたしますか、それはやはり7日、7日ということで指導はしているんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

日数も指導しているのは保健所でございます。濃厚接触者と判定されたら7日というふうに保健所から電話がかかってくるので、そこで当人と保健所の間で調整するようになってございます。

○設楽健夫副委員長

子どもがかかって7日間、濃厚接触者がまた7日間という、下手すると14日間なんですよね。勤務、会社で14日間休むとなると、いろんなことが起きますから、そういう意味では今PCR検査、あるいは抗原検査キットでの検査で陰性になれば、私はその判断をしても構わないというような気もするんですけども。前、ウエルネスプラザなどで抗原検査キットでの検査ができますとか、そういう話があったんですけども、PCR検査と抗原検査キットを活用した検査、それは状況としては、今はそのキットは、双方のキットは潤沢にあるのですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時58分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時58分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

ウエルネスプラザに抗原検査キットの在庫がございます。現在、1,000個ぐらいです。

○設楽健夫副委員長

PCR検査は要望すれば、今は可能なんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

保健所の指導によりますと、無症状の場合はPCR検査を希望しても、医療機関では受け付けてもらえないという話でございます。

○設楽健夫副委員長

ということは、7日間過ぎて濃厚接触者の親が仕事に出たいというときには、その場合、保健所はPCR検査をしてくれるんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

保健所ではPCR検査は現在のところ行っておりません。

○設楽健夫副委員長

ということは、陰性の確認をして仕事に出たい、例えば10日目という場合には、抗原検査キットで検査する以外に方法はないということですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

市が準備しているものを使うということであれば、市の抗原検査キットを活用していただいて、そこで陰性が分かれば、あとはそちらの方、市民とその会社の間での調整になるかと思います。

○設楽健夫副委員長

ということは、ウエルネスプラザに1,000個、抗原検査キットがあると。ウエルネスプラザのほうに電話をして検査をお願いしますということは、それはみんなに公表はされていないですよ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時01分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

改めて答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

市のほうではPCR検査キットは用意してございません。

従いまして、家族に感染者が出てその濃厚接触者となった場合は、保健所の指導に従って7日間経過すれば、自動的に経過期間解除ということになりますので、それをもって出勤していただければと思います。

○設楽健夫副委員長

無症状であれば。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

はい、無症状であれば。

○櫻井繁行委員長

ほかに、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時07分]

次に、(2) その他を議題といたします。

ここで、市民部長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市民部長（大久保定夫君）

旧新治地方広域事務組合施設等解体に伴い、出土した旧塵芥焼却場の基礎等地中埋設物について、環境保全課、宮本企画監より報告をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○企画監（宮本 明君）

本年、令和4年3月1日に解体工程表に沿って、ビン選別施設やストックヤードを解体する中で、建物の基礎を撤去中、旧塵芥焼却場の建物の基礎等が地下から出てきましたので、下記のとおり報告させていただきます。

これまでの経過といたしましては、令和4年3月1日、解体工事定例会議の中で解体業者より、旧塵芥焼却場の基礎らしきコンクリート等が出土したとの報告を受け、同日3者、市と請負業者、それと管理業務委託業者にて埋設物状況を確認いたしました。

次のページになります。

これは環境クリーンセンターの概略の地図でございます。縮図した赤でしるしをつけた場所を確認し、番号がこの次の資料の写真となっております。

1番が、次のページになります、煙突の基礎と思われるコンクリートが出土しました。

2番が、こちらはビン選別施設の建築以前に建っていた旧ビン缶処理施設の作業棟の屋根の部分の基礎と思われます。

3番は、コンクリート破砕物等が出土しました。

次に、4番は、旧ごみ焼却施設の基礎となります。

以上を確認いたしました。

令和4年3月18日に、全体的に旧塵芥焼却場の基礎が残っており、地下は8メートルくらいのごみピットもそのまま残っていると思われますことから、当時の解体方法について調査をいたしました。

令和4年4月5日に、当時の解体方法について、県廃棄物規制課の施設指導担当へ相談をいたしました。現在、連絡待ちでございます。

令和4年4月8日、構成市へ報告をさせていただきまして、2番、今後の対応といたしまして、本日委員会へ報告させていただき、同内容を本日、本市の全議員へ報告させていただきます。

また、5月下旬頃に、構成市の担当者において会議を実施いたしまして、今後の対応について協議をしていく予定でございます。

以上、報告させていただきます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

塵芥焼却場を建設して、後、ここを埋め立てたんでしょうけれども、その建設年度とといいますか、時期と、これを埋設したとといいますか、これを解体した時期についてはいつぐらいになるんですか。

○企画監（宮本 明君）

現在の解体している新しいクリーンセンターが、平成7年4月1日稼働でございます。それ以前の平成6年度に解体を行っております。その後、地下の基礎を残したまま、そこにストックヤード、またビン選別施設を建築したということでございます。

○設楽健夫副委員長

建設は。

○企画監（宮本 明君）

旧塵芥焼却場の建設は昭和49年に建設を開始して、50年に稼働開始ということでございます。

○設楽健夫副委員長

これは塵芥焼却場での焼却物というのは、どういう範囲で集められて焼却されていたんですか。

○企画監（宮本 明君）

当時の塵芥焼却場では、旧千代田村、出島村、八郷町、新治村の1町3村の家庭から排出されるごみを処理するために建設されたものでございます。ごみを焼却するのと、不燃ごみを処理するといった施設でございます。

○設楽健夫副委員長

これは、これから焼却していくんでしょうけれども、この後の処理としてはコンクリートがらか何かが出土しているんですよ。その成分分析だとか含めて、どこでどういうふうな形で処理されるのか分かりませんが、鹿島に持っていくのであればマニフェスト伝票がまず必要だということ。

あともう一つは、その土壌分析が必要になってきますよね。それは2種類、コンクリートがらと、あとはがらを取り出した残土、それを持っていくのか分かりませんが、その辺の土壌分析が必要になると思うのですが、いかがですか。

○企画監（宮本 明君）

委員のおっしゃるとおりでございます。以前の法律ですと、安定5品目と言われるものでございまして、地中に残った状態でも特に問題はございませんでした。

しかしながら、現在、出土した埋設物を取り除くといった場合には、土壌分析を実施し、今の現在の法律に当てて処理をするような形になります。今の現在の法律ですと、平成12年に施行されましたダイオキシン特別措置法もです。それと令和3年に施行されました解体時のアスベスト調査というものを実施しなければならないということになっております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時16分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時21分]

答弁を求めます。

○企画監（宮本 明君）

今後の対応といたしまして、構成市との担当者会議を5月下旬頃を予定させていただきますが、大分、4月から5月の間が空くということでございますが、今回の環境クリーンセンター工事の中では、既存の施設の撤去ということでございますので、旧塵芥焼却場の基礎部分の撤去というのは工事に入っておりません。ですから、今後、構成市とその部分に関しては、会議を進めてまいりたいと考えております。

○設楽健夫副委員長

そうすると現状の解体工事については、これは問題なく順調に進んでいるというような認識でよろしいですか。

○企画監（宮本 明君）

はい。

○設楽健夫副委員長

会議までに全部埋めてしまうというわけではないでしょう。

○企画監（宮本 明君）

はい、そうではありません。

現在の報告をさせていただきますと、老人福祉センターは、上屋の解体が終了しました。それと、クリーンセンターの車庫棟の解体も上屋は解体終了いたしました。焼却棟については、焼却炉の解体に伴うダイオキシン特別措置法に基づき、ダイオキシンの除染を現在も行っております。

焼却棟自体は、密閉された状態、負圧の状態でダイオキシンの除染を実施しております。外部に漏れることはありません。除染が終了しましたら本格的な解体が開始されます。

以上、途中報告させていただきます。

○櫻井繁行委員長

ここで、本席を副委員長と交代させていただきます。

○設楽健夫副委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員長

今のところ、順調に計画どおり進んでいるというような認識でよろしいですか。

○企画監（宮本 明君）

はい。

○設楽健夫副委員長

ここで、本席を委員長と交代させていただきます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時23分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時23分]

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 2時24分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行